

藤沢市建築基準等に関する条例(平成30年条例第10号)新旧対照表

改正後（案）	現行
目次 <u>第12章 再生可能エネルギー利用設備に係る説明義務の対象となる建築物の用途及び規模の指定等（第98条・第99条）</u> <u>第13章 罰則（第100条—第103条）</u> （目的） 第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）の規定に基づき建築物の敷地、構造、設備及び用途その他法の施行に関し必要な事項を定めることにより、安全で安心なまちづくりを推進するとともに、歴史的建築物の維持及び安全性の確保に関する事項を定めることにより、当該建築物の保存及び活用の推進を図ること<u>並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）の規定に基づく再生可能エネルギー利用設備に係る事項を定めることにより当該設備の設置の促進に資すること</u>を目的とする。 （階段） 第21条 （略） 2 （略） 3 共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物（高齢者、障がい者等の就	目次 <u>第12章 罰則（第98条—第101条）</u> （目的） 第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）の規定に基づき建築物の敷地、構造、設備及び用途その他法の施行に関し必要な事項を定めることにより、安全で安心なまちづくりを推進するとともに、歴史的建築物の維持及び安全性の確保に関する事項を定めることにより、当該建築物の保存及び活用の推進を図ること_____ _____を目的とする。 （階段） 第21条 （略） 2 （略） 3 共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物（高齢者、障がい者等の就

寝を伴う用途に供するものとして市長が別に定めるものに限る。)で避難階以外の各階における居室の床面積の合計が50平方メートル(主要構造部が準耐火構造(特定主要構造部が耐火構造であるものを含む。)又は政令第109条の3第2号に該当する構造とした建築物にあっては、100平方メートル)を超えるものについては、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。

- 4 共同住宅若しくは寄宿舎の用途に供する建築物(前項の規定の適用を受けるものを除く。)又は下宿の用途に供する建築物で避難階以外の各階における居室の床面積の合計が50平方メートル(主要構造部が準耐火構造(特定主要構造部が耐火構造であるものを含む。)又は政令第109条の3第2号に該当する構造とした建築物にあっては、100平方メートル)を超えるものについては、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段又はこれに代わる施設を設けなければならない。

(長屋の構造等)

第23条 (略)

2 (略)

3 政令第109条の8に規定する部分には、それぞれ別の建築物とみなし、前2項の規定を適用する。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

(構造)

寝を伴う用途に供するものとして市長が別に定めるものに限る。)で避難階以外の各階における居室の床面積の合計が50平方メートル(主要構造部が準耐火構造_____又は政令第109条の3第2号に該当する構造とした建築物にあっては、100平方メートル)を超えるものについては、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。

- 4 共同住宅若しくは寄宿舎の用途に供する建築物(前項の規定の適用を受けるものを除く。)又は下宿の用途に供する建築物で避難階以外の各階における居室の床面積の合計が50平方メートル(主要構造部が準耐火構造_____又は政令第109条の3第2号に該当する構造とした建築物にあっては、100平方メートル)を超えるものについては、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段又はこれに代わる施設を設けなければならない。

(長屋の構造等)

第23条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

(構造)

第24条 (略)

2 政令第109条の8に規定する部分には、それぞれ別の建築物とみなし、前項の規定を適用する。

(棚状寝所を有するホテル及び旅館の構造)

第26条 ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、棚状寝所を有する宿泊室の床面積の合計が150平方メートルを超えるものは、主要構造部を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造(特定主要構造部を耐火構造としたものを含む。)としなければならない。

2・3 (略)

(屋外への出口)

第37条 (略)

2 興行場等の客用の屋外への出口の幅は、1.2メートル以上とし、かつ、その幅の合計は、その出口を使用して避難する客席の床面積が最大の階における客席の床面積の合計10平方メートルにつき、特定主要構造部(屋根を除く。)が耐火構造の建築物にあっては17センチメートル以上、その他のものにあっては20センチメートル以上としなければならない。

3 (略)

(階段)

第38条 (略)

2 興行場等の用途に供する建築物の客用の直通階段の幅の合計は、興行場等の直上階以上の階(地階にあっては、当該階以下の階)のうち客

第24条 (略)

(棚状寝所を有するホテル及び旅館の構造)

第26条 ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、棚状寝所を有する宿泊室の床面積の合計が150平方メートルを超えるものは、主要構造部を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造_____としなければならない。

2・3 (略)

(屋外への出口)

第37条 (略)

2 興行場等の客用の屋外への出口の幅は、1.2メートル以上とし、かつ、その幅の合計は、その出口を使用して避難する客席の床面積が最大の階における客席の床面積の合計10平方メートルにつき、主要構造部_____ (屋根を除く。)が耐火構造の建築物にあっては17センチメートル以上、その他のものにあっては20センチメートル以上としなければならない。

3 (略)

(階段)

第38条 (略)

2 興行場等の用途に供する建築物の客用の直通階段の幅の合計は、興行場等の直上階以上の階(地階にあっては、当該階以下の階)のうち客

席の床面積の合計が最大の階における客席の床面積の合計10平方メートルにつき、特定主要構造部（屋根を除く。）が耐火構造の建築物にあっては17センチメートル以上、その他のものにあっては20センチメートル以上としなければならない。ただし、興行場等以外の用途に供する部分がある場合においては、その直通階段の各階における幅の合計は、それぞれの用途に供する部分について必要とされる幅の合計の和以上としなければならない。

（敷地内通路）

第39条 （略）

2・3 （略）

4 特定主要構造部（屋根を除く。）が耐火構造である興行場等は、第1項の通路に相当する部分に次に掲げる条件に該当する構造の歩廊を設けることができる。

(1)～(4) （略）

（廊下及び広間の類）

第40条 （略）

2 前項本文の規定にかかわらず、その階における客席の床面積の合計が150平方メートル以内（特定主要構造部（屋根を除く。）が耐火構造であるものにあっては、300平方メートル以内）である場合においては、同項に規定する客席の両側に設ける廊下又は広間の類は、片側とすることができる。

3～5 （略）

席の床面積の合計が最大の階における客席の床面積の合計10平方メートルにつき、主要構造部（屋根を除く。）が耐火構造の建築物にあっては17センチメートル以上、その他のものにあっては20センチメートル以上としなければならない。ただし、興行場等以外の用途に供する部分がある場合においては、その直通階段の各階における幅の合計は、それぞれの用途に供する部分について必要とされる幅の合計の和以上としなければならない。

（敷地内通路）

第39条 （略）

2・3 （略）

4 主要構造部（屋根を除く。）が耐火構造である興行場等は、第1項の通路に相当する部分に次に掲げる条件に該当する構造の歩廊を設けることができる。

(1)～(4) （略）

（廊下及び広間の類）

第40条 （略）

2 前項本文の規定にかかわらず、その階における客席の床面積の合計が150平方メートル以内（主要構造部（屋根を除く。）が耐火構造であるものにあっては、300平方メートル以内）である場合においては、同項に規定する客席の両側に設ける廊下又は広間の類は、片側とすることができる。

3～5 （略）

(客席の出口)

第42条 (略)

- 2 前項の出口の幅は、当該出口に通ずる客席内の通路の幅（その幅が1メートルに満たない場合は、1メートル）以上とし、かつ、その幅の合計は、その出口を使用して避難する客席の床面積の合計10平方メートルにつき、特定主要構造部（屋根を除く。）が耐火構造の建築物にあっては17センチメートル以上、その他のものにあっては20センチメートル以上としなければならない。

3・4 (略)

(主階が避難階以外の階にある興行場等)

第44条 (略)

2 (略)

- 3 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に供する建築物（階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。）は、耐火建築物、法第27条第1項の規定に適合する建築物であってその特定主要構造部の性能が政令第107条各号若しくは第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合するもの又は主要構造部を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。

4 政令第109条の8に規定する部分には、それぞれ別の建築物とみなし、前項の規定を適用する。

(直通階段)

(客席の出口)

第42条 (略)

- 2 前項の出口の幅は、当該出口に通ずる客席内の通路の幅（その幅が1メートルに満たない場合は、1メートル）以上とし、かつ、その幅の合計は、その出口を使用して避難する客席の床面積の合計10平方メートルにつき、主要構造部（屋根を除く。）が耐火構造の建築物にあっては17センチメートル以上、その他のものにあっては20センチメートル以上としなければならない。

3・4 (略)

(主階が避難階以外の階にある興行場等)

第44条 (略)

2 (略)

- 3 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に供する建築物（階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。）は、耐火建築物、法第27条第1項の規定に適合する建築物であってその主要構造部の性能が政令第107条各号若しくは第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合するもの又は_____1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。

(直通階段)

第47条 (略)

2 主要構造部が準耐火構造 (特定主要構造部が耐火構造であるものを含む。) であるか、又は不燃材料で造られている場合における前項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「50平方メートル」とあるのは、「100平方メートル」とする。

3 (略)

(自動車車庫等の構造)

第52条 自動車車庫等の用途に供する部分が避難階にある建築物で、その用途に供する部分の床面積が100平方メートル以上150平方メートル未満のものは、主要構造部を準耐火構造 (特定主要構造部を耐火構造としたものを含む。) とし、又は主要構造部である柱及びはり在不燃材料で、その他の主要構造部を準不燃材料で造らなければならない。

2・3 (略)

4 政令第109条の8に規定する部分には、それぞれ別の建築物とみなし、第2項の規定を適用する。

(建築物の 特定主要構造部 等に関する制限の適用の特例)

第56条 特定主要構造部 が政令第108条の4第1項第1号又は第2号に該当する建築物（次項に規定する建築物を除く。）に係る第18条、第19条、第21条第3項若しくは第4項、第26条第1項、第29条第1項第2号若しくは第3項、第30条第2項第2号、第35条第3項、第36条第2項第2号、第37条第2項、第38条第2項、第39条第4項、第40条第2項、第42条第2項、第43条第1項、第47条第2項、第49条第1項第1号、第52条第1項若しくは第3

第47条 (略)

2 主要構造部が準耐火構造 _____ であるか、又は不燃材料で造られている場合における前項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「50平方メートル」とあるのは、「100平方メートル」とする。

3 (略)

(自動車車庫等の構造)

第52条 自動車車庫等の用途に供する部分が避難階にある建築物で、その用途に供する部分の床面積が100平方メートル以上150平方メートル未満のものは、主要構造部を準耐火構造 _____ とし、又は主要構造部である柱及びはり在不燃材料で、その他の主要構造部を準不燃材料で造らなければならない。

2・3 (略)

(建築物の 主要構造部 _____ 等に関する制限の適用の特例)

第56条 主要構造部 _____ が政令第108条の4第1項第1号又は第2号に該当する建築物（次項に規定する建築物を除く。）に係る第18条、第19条、第21条第3項若しくは第4項、第26条第1項、第29条第1項第2号若しくは第3項、第30条第2項第2号、第35条第3項、第36条第2項第2号、第37条第2項、第38条第2項、第39条第4項、第40条第2項、第42条第2項、第43条第1項、第47条第2項、第49条第1項第1号、第52条第1項若しくは第3

項、第54条第1項第1号若しくは第2項又は第59条第2号の規定（次項において「耐火性能条例関係規定」という。）の適用については、当該建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

- 2 特定主要構造部が政令第108条の4第1項第1号に該当する建築物（当該建築物の特定主要構造部である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備の性能が防火区画検証法により確かめられたものに限る。）及び特定主要構造部が同条第1項第2号に該当する建築物（当該建築物の特定主要構造部である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備の性能について、国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）に係る第29条第1項第2号、第35条第3項、第49条第1項第2号、第52条第3項第2号、第54条第1項第1号又は第59条第2号の規定（以下この項において「防火区画等条例関係規定」という。）の適用については、これらの建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等条例関係規定以外の耐火性能条例関係規定の適用については、これらの建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。

（一定の複数建築物に対する制限の緩和）

第94条 法第86条第1項から第4項まで又は法第86条の2第1項から第3項までの規定により認定又は許可を受けて建築する建築物については、第6条、第11条、第12条第1項、第17条、第28条、第31条、第33条第2項、

項、第54条第1項第1号若しくは第2項又は第59条第2号の規定（次項において「耐火性能条例関係規定」という。）の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

- 2 主要構造部が政令第108条の4第1項第1号に該当する建築物（当該建築物の主要構造部である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備の性能が防火区画検証法により確かめられたものに限る。）及び主要構造部が同条第1項第2号に該当する建築物（当該建築物の主要構造部である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備の性能について、国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）に係る第29条第1項第2号、第35条第3項、第49条第1項第2号、第52条第3項第2号、第54条第1項第1号又は第59条第2号の規定（以下この項において「防火区画等条例関係規定」という。）の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等条例関係規定以外の耐火性能条例関係規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。

（一定の複数建築物に対する制限の緩和）

第94条 法第86条第1項から第4項まで又は法第86条の2第1項から第3項までの規定により認定又は許可を受けて建築する建築物については、第6条、第11条、第12条____、第17条、第28条、第31条、第33条第2項、

第34条第1項第4号、第35条、第39条、第50条又は第51条第1項から第6項までの規定は、適用しない。

- 2 前項に規定する建築物について第23条第1項若しくは第2項、第24条第1項、第44条第3項又は第52条第2項の規定を適用する場合においては、法第2条第9号の2イに該当する建築物は耐火建築物と、法第2条第9号の3イ又はロのいずれかに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。

(仮設興行場等に対する制限の緩和)

第95条 法第85条第6項若しくは第7項の規定による許可を受けた仮設興行場等又は法第87条の3第6項若しくは第7項の規定による許可を受けた興行場等若しくは特別興行場等については、第5条、第6条、第10条、第11条、第19条、第22条、第23条第1項若しくは第2項、第24条第1項、第26条第1項、第28条、第6章第6節若しくは第9節又は第7章の規定は、適用しない。

(既存建築物の増築又は改築に対する制限の緩和)

第96条 法第3条第2項の規定により、第5条、第6条、第11条、第12条第1項、第14条から第16条まで、第19条、第20条、第21条第1項若しくは第2項、第25条、第28条から第31条まで、第35条から第42条まで、第50条(第55条第2項の規定により準用する場合を含む。)、第52条第1項又は第55条第1項の規定の適用を受けない建築物に係るその床面積の合計が50平方メートル以内の増築又は改築については、これらの規定は、適用しない。

- 2 法第3条第2項の規定により、第18条、第23条第1項若しくは第2項、第

第34条第1項第4号、第35条、第39条、第50条又は第51条第1項から第6項までの規定は、適用しない。

- 2 前項に規定する建築物について第23条第1項若しくは第2項、第24条第1項、第44条第3項又は第52条第2項の規定を適用する場合においては、法第2条第9号の2イに該当する建築物は耐火建築物と、法第2条第9号の3イ又はロのいずれかに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。

(仮設興行場等に対する制限の緩和)

第95条 法第85条第6項若しくは第7項の規定による許可を受けた仮設興行場等又は法第87条の3第6項若しくは第7項の規定による許可を受けた興行場等若しくは特別興行場等については、第5条、第6条、第10条、第11条、第19条、第22条、第23条第1項若しくは第2項、第24条第1項、第26条第1項、第28条、第6章第6節若しくは第9節又は第7章の規定は、適用しない。

(既存建築物に対する制限の緩和)

第96条 法第3条第2項の規定により、第5条、第6条、第11条、第12条第1項、第14条から第16条まで、第18条から第20条まで、第21条第1項若しくは第2項、第24条、第25条、第28条から第31条まで、第35条から第42条まで、第50条、第52条又は第55条の規定の適用を受けない建築物に係るその床面積の合計が50平方メートル以内の増築又は改築については、これらの規定は、適用しない。

(新設)

24条第1項、第44条第3項又は第52条第2項の規定の適用を受けない建築物に係る次の各号のいずれか（第18条にあっては第2号に限る。）に該当する増築及び改築については、これらの規定は、適用しない。

(1) 次のイ及びロに該当するものであること。

イ 増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。

ロ 増築又は改築に係る部分が、市長が別に定める技術的基準に適合するものであること。

(2) 工事の着手が基準時（法第3条第2項の規定により、この条例の規定の適用を受けない建築物について、同項の規定により引き続き当該条例の規定の適用を受けない期間の始期をいう。以下この条において同じ。）以後である増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が50平方メートルを超えないものであること。

3 法第3条第2項の規定により、第14条、第21条第3項若しくは第4項、第23条第5項、第28条、第29条、第37条、第42条、第44条第1項若しくは第2項、第47条又は第48条の規定の適用を受けない建築物に係る次の各号に該当する増築（居室の部分に係る増築を除く。以下この項において同じ。）及び改築については、これらの規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超えないものであること。

(新設)

(新設)

(2) 当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難の安全上支障とならないもの。

4 法第3条第2項の規定により、第12条第1項、第31条、第33条第2項、第34条第1項又は第39条の規定の適用を受けない建築物に係る次の各号に該当する増築（居室の部分に係る増築を除く。以下この項において同じ。）及び改築については、これらの規定は、適用しない。

(新設)

(1) 増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超えないものであること。

(2) 当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難及び消火の安全上支障とならないもの。

5 法第3条第2項の規定により、第43第1項又は第54条の規定の適用を受けない建築物に係る次の各号いずれかに該当する増築及び改築については、これらの規定は、適用しない。

(新設)

(1) 次のイ及びロに該当するものであること。

イ 増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。

ロ 増築又は改築に係る部分が、市長が別に定める技術的基準に適合するものであること。

(2) 次のイ及びロに該当するものであること。

イ 増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超えないものであること。

ロ 当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分に

おける延焼の危険性を増大させないものであること。

- 6 法第3条第2項の規定により、第14条から第16条まで、第18条から第21条まで、第23条第4項から第6項まで、第25条、_____第29条、第30条、第32条、第33条第1項、第34条、第36条から第38条まで、第40条から第42条まで、第44条第1項若しくは第2項、第47条、第48条又は第55条の規定の適用を受けない建築物であつて、政令第117条第2項に該当する建築物の部分（以下この項において「独立部分」という。）が2以上あるものについて増築又は改築をする場合においては、当該増築又は改築をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。
- 7 法第3条第2項の規定により、第23条第1項若しくは第2項、第24条第1項、第26条、第44条第3項又は第52条第1項から第3項までの規定の適用を受けない建築物であつて、政令第109条の8に該当する建築物の部分（以下この項において「独立部分」という。）が2以上あるものについて増築又は改築をする場合においては、当該増築又は改築をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。
- 8 法第3条第2項の規定により、第15条、第16条、第20条、第21条第1項若しくは第2項、第25条第1項若しくは第2項、第33条第1項、第40条第5項（第1号から第3号までに限る。）、第46条又は第59条の規定の適用を受けない建築物について増築又は改築をする場合においては、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

- 3 法第3条第2項の規定により、第14条から第16条まで、第18条から第20条まで、第21条第1項若しくは第2項、第23条から第26条まで、第29条、第30条、第32条、第33条第1項、第34条、第36条から第38条まで、第40条から第42条まで、第44条_____,第52条
又は第55条の規定の適用を受けない建築物であつて、政令第117条第2項に該当する建築物の部分（以下この項において「独立部分」という。）が2以上あるものについて増築又は改築をする場合においては、当該増築又は改築をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

(新設)

(新設)

(既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に対する制限の緩和)

第96条の2 法第3条第2項の規定により、第5条、第6条、第11条、第12条第1項、第14条から第20条まで、第21条第1項若しくは第2項、第23条第1項、第2項若しくは第6項、第24条第1項、第25条、第26条第1項、第28条から第31条まで、第33条から第42条まで、第44条第1項から第3項まで、第50条（第55条第2項の規定により準用する場合を含む。）、第51条（第55条第2項の規定により準用する場合を含む。）、第52条第1項から第3項まで又は第55条第1項の規定の適用を受けない建築物に係る大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの規定は、適用しない。

2 法第3条第2項の規定により、第21条第3項若しくは第4項又は第47条の規定の適用を受けない建築物における屋根又は外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替であつて、当該建築物の避難の安全上支障とならないものについては、これらの規定は、適用しない。

3 法第3条第2項の規定により、第43条又は第54条の規定の適用を受けない建築物における屋根又は外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの規定は、適用しない。

(既存建築物の用途の変更に対する制限の緩和)

第96条の3 法第3条第2項の規定により、第21条、第28条、第47条又は第48条の規定の適用を受けない建築物であつて、政令第117条第2項に該当する建築物の部分（以下この項において「独立部分」という。）が2

第96条

2 法第3条第2項の規定により、第5条、第6条、第11条、第12条、第14条から第20条まで、第21条第1項若しくは第2項、第23条第5項、第24条、第25条、第28条から第31条まで、第33条から第42条まで、第44条、第50条から第52条まで又は第55条の規定の適用を受けない建築物に係る大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの規定は、適用しない。

以上あるものについて用途変更をする場合においては、当該用途の変更をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

2 法第3条第2項の規定により、第23条第1項若しくは第2項又は第52条第1項から第3項までの規定の適用を受けない建築物であつて、政令第109条の8に該当する建築物の部分（以下この項において「独立部分」という。）が2以上あるものについて用途変更をする場合においては、当該用途の変更をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

3 法第3条第2項の規定により、第14条から第16条まで、第18条、第20条、第21条第1項若しくは第2項、第23条第5項、第24条第1項、第25条、第26条、第29条、第32条から第34条まで、第37条、第38条、第40条から第42条まで、第44条第1項から第3項まで、第46条又は第55条の規定の適用を受けない建築物について用途の変更を行う場合においては、用途の変更を行う部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

第12章 再生可能エネルギー利用設備に係る説明義務の対象となる建築物の用途及び規模の指定等

（建築士が説明を要する建築物の用途）

第98条 建築物省エネ法第63条第1項に規定する用途は、全ての用途（建築物省エネ法第20条第2号及び第3号に掲げる建築物の用途を除く。）とする。

第96条

4 法第3条第2項の規定により、第14条から第16条まで、第18条、第20条、第21条第1項若しくは第2項、第23条第5項、第24条から第26条まで、第29条、第32条から第34条まで、第37条、第38条、第40条から第42条まで、第44条又は第55条の規定の適用を受けない建築物について用途の変更を行う場合においては、用途の変更を行う部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

（新設）

（新設）

<u>(建築士が説明を要する建築物の規模)</u> <u>第99条</u> 建築物省エネ法第63条第1項に規定する規模は、新築、増築又は改築に係る部分の床面積が10平方メートルを超えるものとする。 <u>第13章</u> 罰則 <u>第100条</u> (略) 2 (略) <u>第101条</u> (略) <u>第102条</u> (略) <u>第103条</u> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、<u>第100条</u>から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。	(新設) <u>第12章</u> 罰則 <u>第98条</u> (略) 2 (略) <u>第99条</u> (略) <u>第100条</u> (略) <u>第101条</u> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、<u>第98条</u>から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。
--	--